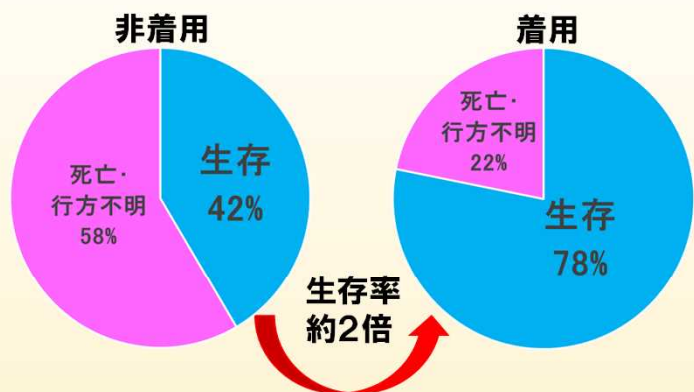


10月は
全国漁船安全
操業推進月間

労働災害防止は人材募集の第一歩 ～命を守る船に人は集まる～

小型船舶の船長には、原則、すべての乗船者に
ライフジャケットを着用させる義務があります！



ライフジャケット着用の有無による海中転落者の生存率の比較(令和2年～令和6年)
(資料)海上保安庁

ライフジャケット着用の有無が
海中転落時の**生死**を分ける要因！

浜で待つ**家族**に対する**責任**です。

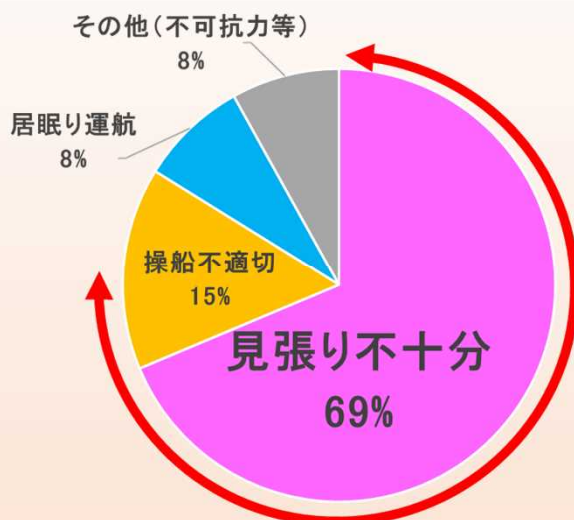
違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません。累積点数が5点以上で免許停止の対象となります。



ライフジャケットの着用義務や使いやすい
ライフジャケットの種類等についての詳細は、
国土交通省のホームページへ



漁船海難は衝突事故が最多！
衝突原因の7割程度が見張り不十分！
操業中も常に見張りを。



衝突事故原因別の割合(令和6年)

(資料)海上保安庁「令和6年海難の現況と対策」に基づき水産庁で作成

衝突事故の防止に有効なAIS(船舶自動識別装置)を搭載した漁船
については、保険料の一部を助成する制度があります。

【保険料の一部助成制度】
実施主体：日本漁船保険組合
お問合せは、最寄りの漁船保険組合支所へ



写真：(一社)北海道水産会

【幹事団体】(一社)大日本水産会

【協賛】全国漁業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会、日本漁船保険組合

(公財)漁船海難遺児育英会、(一財)中央漁業操業安全協会、(一社)全国漁業無線協会、NPO法人水産業・漁村活性化推進機構

(一社)全国漁業就業確保育成センター、船員災害防止協会

【後援】水産庁、国土交通省、海上保安庁、運輸安全委員会、海難審判所

【作業安全動画】

日々の操業において漁業関係者の皆様に
留意・実行していただきたい事項を分
かりやすく紹介しています。

事故事例と対策



作業安全学習教材

